

入札に参加される方へ

令和2年1月31日

### 長期継続契約について

長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり契約の締結を行うことができる契約のことであり、初年度（年度途中開始の業務を除く）の見積金額を契約期間内の毎年の契約金額とするものです。

以下の事項に留意のうえ、見積り合わせに参加いただくようお願いします。

#### (1) 契約書について

##### ①契約期間

契約期間は、長期継続契約する複数年度の期間を記載することとなります。従って、内容の変更が無い限り、年度毎に契約書を取り交わす必要は無くなります。

##### ②契約金額

契約金額は、長期継続契約が各年度における予算の範囲内での支払いとなることから、基本的には初年度の年額と、次年度以降の年額を併記していただきます。

##### ③印紙税

印紙税額については、契約書記載事項により算出される契約期間における総額により決定することとなります。

##### ④契約の変更

長期継続契約は、翌年度以降の予算を拘束するものではないため、複数年契約を締結しても、翌年度以降に当該契約の予算が減額又は削除された場合には、当該契約を変更又は解除します。

#### (2) 契約保証金について

必要となる場合は、契約初年度の契約金額の10/100以上を納めていただくこととなります。